

平成25年8月に京都府福知山市で行われた花火大会で多数の死傷者を伴う火災が発生しました。

この教訓を踏まえて花火大会、祭礼、縁日などの不特定多数の者が集まる催しにおいて、次のように火災予防条例の一部が改正されました。

- ① 火気器具を使用する露店を開設する場合、**消火器の準備**及び**届出**が必要となりました。



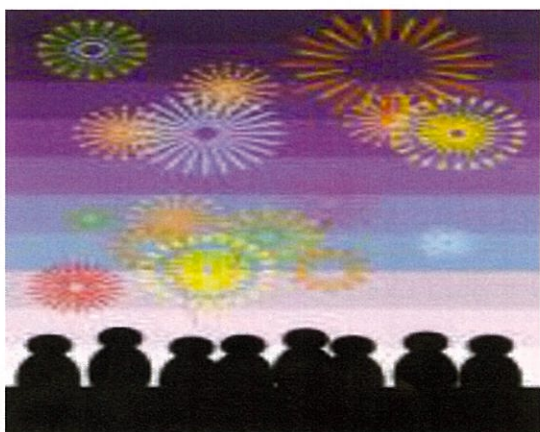
- ※ 近親者によるバーベキューや幼稚園等で父母が主催する餅つきなど、集まる人が特定される場合は対象外となります。
- ※ 火気器具とは、上のイラストにもあるとおり、「コンロ、グリル、発電機」などです。
- ※ 消火器は、「ABC消火器10型」のものを、店舗ごとに準備してください。

② 消防長が指定する、屋外で不特定多数の人が集まる大規模な催しを開催する場合、主催者は火災予防上必要な業務計画書の提出が必要となりました。

(火災が発生した場合、人命・財産に重大な損害が生じるおそれがある催しを消防長が指定します。)

《消防長が指定する要件 (ア)かつ(イ)》

(ア)不特定多数の人が集まると予想される催し(11万人規模)



(イ)露店の数が100店を超える催し



指定された主催者は、火災予防上必要な業務計画を作成し消防長へ提出する届出様式等については、新川地域消防本部ホームページに掲載しています。

問い合わせは 新川地域消防本部



黒部消防署 (0765) 54-0119

入善消防署 (0765) 72-0135

朝日消防署 (0765) 83-0009

宇奈月消防署 (0765) 62-1226